

第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標 1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

◆現状と課題

急速な少子化の進行、家族形態や個人の意識の変化により、これまでの地域の連帯感や支え合いが弱くなっています。ニーズ調査によると、子育てをする上での不安や悩みについて、就学前児童の保護者では「自由な時間が持てない」、小学生児童の保護者では「子育てで出費がかさむ」と回答した人が増加しており、また、就労している母親が増加していることからも、今後ますます地域における支え合いが重要になると考えられ、様々な子育て支援サービスの充実を図ることが求められます。

保護者の子育てにおける不安等の解消、子どもの健やかな成長と子育てを地域で支援する環境づくりの推進を目的に設置する「きやま子育て交流広場」は、乳幼児の親子が自由に集い、情報交換や交流ができる場です。交流広場には、子育てコンシェルジュを配置し、各相談事業や「きやまっ子だより」等による子育て関連情報の集約・提供を行っています。なお、令和2年度には、公立保育所である基山保育園と子育て交流広場が併設する「基山っ子みらい館」が開館する予定で、事業の拡充が求められます。その他、世代間交流や子育て支援等を目的とした「基山町福祉交流館」や「多世代交流センター憩の家」のさらなる活用が期待されます。

幼児期教育と小学校教育は、それぞれの役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連續性を保障するため、両者を円滑に実施し、教育の連續性・一貫性を確保することが求められています。本町では、幼児期教育から小学校教育への円滑な移行を支援するため、「ピカピカの一年生プロジェクト」と題し、就学準備の支援事業を推進しています。

小学生を対象とする「放課後児童クラブ」は、就労等で保護者が放課後に不在の児童に対し、適切な生活や遊びの場を提供することで、児童の健全な育成の支援を目的とするものです。現在、嘱託職員を中心に支援員や補助員と連絡・調整を図りながら、適切な運営を行っています。今後は、配慮を要する子ども等への対応や、支援員の資質向上が課題となっています。

また、子どもに安心安全な活動の場を与えることを目的とする「子どもの居場所づくり教室（放課後子ども教室）」では、今後もコーディネーターと共同しながら、子どもの興味・関心を得られるような新しい企画を取り入れ、事業を推進していくことが必要です。さらに、放課後児童クラブとの連携の強化も求められます。

これらの他にも、子育て家庭への経済的支援や社会福祉協議会への委託による子育て支援事業、母子保健推進員による子育て支援活動などが行われていますが、専門的

な知識を要する事例や長期的な対応が必要な事例等が増加しており、今後、関係機関の連携を強化し、情報の共有化や専門的・総合的な支援の充実が重要となります。また、ホームページや広報紙等による情報提供も充実させていく必要があります。

◆施策の方向性

①子育てに関する相談・情報提供の充実

- ・「基山っ子みらい館」において、子育てコンシェルジュ、保健師、栄養士、保育士等による相談事業の充実を図ります。また、保健センター内の「子育て包括支援センター」や関係機関との連携を強化し、様々な事例に対応できる体制づくりに努めます。
- ・妊娠から出産、育児に関する情報を集約した「子育てガイドブック」や、子育て交流広場が発行する「きやまっ子だより」などを活用し、子育て関連情報の集約・提供の充実を図ります。また、内容については適宜見直し、より分かりやすい情報提供に努めます。

②乳児家庭の全戸訪問事業の実施

- ・保健センターの保健師等による家庭訪問により、乳児・保護者の状況や環境等を把握し、必要な相談事業や支援につなげていけるよう努めます。

③幼児期教育・保育から小学校教育への円滑な接続の支援

- ・幼児期から小学校への移行期支援として「ピカピカの一年生プロジェクト」を推進し、就学準備の支援に取り組みます。

④放課後児童クラブ事業等の充実

- ・専門的な知識を持った支援員をクラブに派遣し、クラブの支援員や補助員に対して研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- ・子どもの居場所づくり教室事業との連携を図ります。

⑤子育て・若者世帯への経済的支援の実施

- ・新婚世帯や子育て・若者世帯への経済的支援を実施し、町内への移住・定住及び少子化対策を推進します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○子育て交流広場運営事業 乳幼児の親子が自由に集い、情報交換や交流ができる場を提供する。	→ 繼続して実施。 令和2年4月から「基山つ子みらい館」に移設し、事業の充実を図る。
○きやま子育てガイドブックの発行 妊娠から出産、育児に関する情報を集約した誰にでも分かりやすい子育て情報誌を作成する。	→ 繼続して実施。 適宜内容を見直す。
○子どもの居場所づくり教室事業 学校・家庭・地域が連携・協力し、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進する。	→ 繼続して実施。
○幼稚園・保育園等連携イベント 就学前教育から小学校教育への移行期支援として、町内の幼稚園・保育所等の年長児とその保護者を対象としたイベントを開催する。	→ 繼続して実施。 町内の園の連携を強化する。
○ピカピカの一年生プロジェクト(トータルコーディネーター事業) 子育ての悩みなどを相談できる子育てネットワークコーディネーターを配置する。	→ 繼続して実施。 相談事業を強化する。
○ピカピカの一年生プロジェクト(4歳児就学準備事業) 就学準備として、4歳児を対象にそれぞれの子どもの得意なこと・苦手なことを調査する。	→ 繼続して実施。 検査結果を活用し、相談事業の強化につなげる。
○ピカピカの一年生プロジェクト(小学校体験教室事業) 就学による環境の大幅な変化への不安や緊張が緩和されるよう、5歳児とその保護者を対象に講話等を行う。	→ 繼続して実施。
○ピカピカの一年生プロジェクト(英語無料教室事業) 就学準備として、5歳児を対象に英語教室を実施する。	→ 繼続して実施。
○放課後児童クラブ事業 支援員・補助員の資質向上を図りながら、適切な運営を行い、受け入れ体制を整備する。	→ 繼続して実施。
○子育て・若者世帯の住宅取得補助金事業 子育て・若者世帯を対象に、定住を目的とした住宅の取得に係る費用の一部を補助する。	→ 繼続して実施。
○結婚新生活支援補助金事業 結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(住居費用・引越費用)を補助する。	→ 繼続して実施。

（2）保育サービスの充実

◆現状と課題

保育サービスにおいては、子どもの幸せを第一に、利用者の生活実態やニーズを十分にふまえてサービスの提供体制を整備することが重要です。そのためには、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して、保育所・幼稚園等における延長保育や一時預かり事業等の多様なサービスを充実させるとともに、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに対応することが求められます。また、保育所の入所申込み時などに寄せられる要望等については、隨時保育所等と連絡をとり、より良い運営に役立てています。

令和元年度現在、町内には認定こども園が1か所、認可保育所が2か所、小規模保育施設が2か所あります。これまでに待機児童は発生していませんが、0～2歳児を中心に保育ニーズが高まっていることから、需要量と供給量を慎重に想定し、施設整備の計画に反映させる必要があります。

なお、すべての園で延長保育が実施されており、ニーズへの対応が進められていますが、現在のところ、夜間保育、休日保育を実施する園はありません。

また、公立保育所「基山保育園」園舎の老朽化に伴い、「基山町保育所整備基本構想（平成29年11月策定）」を踏まえ、基山保育園と子育て交流広場が併設する「基山っ子みらい館」が令和2年度に開館する予定です。新たな公立保育所においては、本町の子育て支援を担う基幹系保育所として、関連施設との連携が不可欠となります。

さらに、病後児保育については、これまで鳥栖市のレインボー保育園での広域利用を行っていましたが、令和2年度に「基山町病後児保育施設」を開設する予定です。保護者の利便性や保健師等による迅速な対応体制を勘案し、保健センターを増築し設置する予定です。

◆施策の方向性

①保育サービスの充実

- ・子どもの幸せを第一に、利用者の生活実態やニーズを十分にふまえてサービスの提供体制の整備に努めています。
- ・利用する施設やニーズに合わせて、延長保育や一時預かり事業、障がい児保育を推進します。また、円滑に事業が実施されるよう施設の運営支援に努めます。
- ・保育サービスの質を確保する観点から、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保のため、研修体制の充実や運営支援に努めます。また、保育従事者の就業継続の観点から、新たな人材確保策を検討していきます。

- ・ファミリー・サポート・センター事業や、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の周知に努めます。
- ・認可外保育施設については、健康診断等の費用に対する補助を行い、保育内容の充実と質の向上を図ります。

②病後児保育事業の充実

- ・基山町病後児保育施設（令和2年度開設予定）、レインボー保育園（鳥栖市）の2か所で実施します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○保育所整備事業 保育ニーズに応じて、施設整備等を行う。	➡ 令和2年4月に「基山っ子みらい館」が開館予定。
○延長保育事業 保護者の就労状況等に応じて、保育所等の開所時間内で 延長保育を実施する。	➡ 継続して実施。
○一時預かり事業(幼稚園型) 保護者の就労状況等に応じて、幼稚園等の開所時間内で 預かり保育を実施する。	➡ 継続して実施。
○一時預かり事業(幼稚園型を除く) 一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等で一時 預かりを実施する。	➡ 継続して実施。
○障がい児保育事業 障がい児の保育を行う。	➡ 継続して実施。
○子育て短期支援事業(ショートステイ) 子どもの養育が困難な場合に、児童福祉施設等で一時的 な養育を行う。	➡ 継続して実施。
○子育て短期支援事業(トワイライトステイ) 夜間の子どもの養育が困難な場合に、児童福祉施設等で 養育を行う。	➡ 継続して実施。
○病後児保育事業 病気回復期で集団保育が困難な子どもの保育を行う。	継続して実施。 ➡ 令和2年度から直営の病後児保 育施設を開設し、利用者の利便 性を図る。

（3）子育て支援のネットワークづくり

◆現状と課題

子育て支援サービスを充実するためには、各種の子育てサービスを効果的・効率的に提供することはもちろんのこと、地域における子育て支援のネットワーク形成を促進することが必要です。しかし、本町においても核家族化は着実に進んでおり、子育てを支える地域社会の結びつきなどが希薄化し、子育て家庭の孤立化が危惧されています。

アンケート調査によると、子育てに関する相談相手は「配偶者・パートナー」「その他の親族（親、兄弟など）」など、身内や身近な人への相談が多く、地域の人や保育士・教員、専門の相談員といった外部への相談は少ない傾向がみられました。子育てに関する情報収集については、インターネットの利用が増加しており、情報メディアを活用した情報発信が重要になっています。

子育てに対して不安や悩みを抱えている方が、地域において孤立することがないよう、地域における子育て支援のネットワークを広げるとともに、住民がお互いに支え合い、子育てを行っていける環境づくりが必要といえます。令和2年度に開館予定の「基山っ子みらい館」は、本町の子育て支援の拠点として、「きやま子育て交流広場」での子育て支援ネットワークの構築や子育て情報の集約・発信が求められます。

平成30年10月に開設された「子育て世代包括支援センター（保健センター内）」では、子育て全般に関する相談をワンストップで受け付けているほか、他機関の相談窓口や事業などを紹介しています。

◆施策の方向性

①子育て支援のネットワークづくり

- ・子育て支援サービスを行っている団体、機関などの子育て支援関係団体とのネットワークを構築し、情報交換や施設PR等で連携を図り、子育て支援事業を推進します。

②子育て支援サービスの情報提供機能の充実

- ・利用者の視点に立った「受け取りやすい」、「わかりやすい」、「利用しやすい」形での情報提供に努めます。また、子育て世代にも親しまれる広報紙やホームページの作成等に取り組みます。

③子育てに関する意識啓発

- ・広報紙やホームページを利用した情報提供等を充実させるとともに、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域での子育て支援に関する意識啓発を図ります。

④子育ての仲間づくりの支援

- ・「きやま子育て交流広場」の交流事業や福祉交流館のPRを図り、子育て中の親同士や世代間の交流を推進します。
- ・「きやま子育て交流広場」の育児サークル支援事業の充実を図り、親子で一緒に参加できる遊びや行事などの地域の取り組み・活動を奨励するとともに、地域活動を通じた子育て支援グループづくりを支援します。
- ・育児教室開催時の保育スタッフの確保を検討します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○地域子育て支援事業 利用者の視点に立った「受け取りやすい」、「わかりやすい」、「利用しやすい」形で、情報を提供する。	→ 継続して実施。 内容充実について検討していく。
○母子保健事業 乳幼児健診や育児教室で子育てに関する情報の提供と、子どもの成長・発達、育児やしつけ、母親(家族)の健康に関する悩み等の個別相談、母親(家族)同士の仲間づくりを行う。	→ 継続して実施。 継続的な機会の確保と相談機能の強化、教室開催時の保育スタッフの確保について検討する。
○きやま子育て交流広場：育児サークル支援事業 子育てサークル等の育成や子育て支援に係る情報の収集・提供を行う。	→ 継続して実施。
○きやま子育て交流広場：ファミリーサポートセンター事業 保護者の就労や病気、けが、リフレッシュなどにより育児の援助が必要なときに、アドバイザーが育児のサポート会員の紹介や日時の調整を行う。	→ 継続して実施。 事業の周知を強化する。

（4）児童の健全育成

◆現状と課題

児童の健全育成では、きやま子育て交流広場、福祉交流館、公民館、学校等の社会資源を活用して、子どもや子育て中の家族が気軽に利用できる自由な交流の場を確保し、学校の授業以外にも日々の遊びや自然体験など、様々な体験を積んでいくことが大切です。そのような様々な体験や人々との関わりを通じて、自ら感じ、学び取る力を育成していくことで、子どもたち自身も地域の一員としての意識を持ち、社会性の発達にもつながります。

本町では、近年、公共施設の整備を推進しており、平成30年に福祉施設「老人憩の家」を改修し、「多世代交流センター憩の家」を開設しました。小学3年生まで無料で利用できるキッズルーム等を設置しており、多くの方が利用しています。さらに、令和2年度には、基山っ子みらい館が開館予定となっていますが、これまで保健センター2階にあった「きやま子育て交流広場」もこの新施設に移転する予定です。

小・中学校の総合学習の時間を利用し、多様な体験活動を実践しています。小学校においては、地域の高齢者等を講師に迎え、昔の遊びや遊具作成、農作業体験学習などに取り組みながら、世代間交流や高齢者等の知恵を学ぶ機会を設けています。中学校では、職場体験やボランティア活動に取り組んでいます。

そのほか、青少年育成町民会議では、講演会や看板の設置、パトロールなどの活動を行っており、自然体験活動も主催しています。

また、本町では精力的に子どもクラブ活動を実施しており、行政区ごとに設置しています。区対抗のスポーツ大会や、自然体験活動、各区子どもクラブの中で活動できるリーダーの育成等を行っています。

引き続き、地域の大人たちが力を結集して、子どもたちが安全に、安心して遊べるような社会にしていくことが求められます。また、子どもの居場所づくりを通じて、高齢者や退職した方々、NPOなどの活躍の場を広げていくことが必要です。

◆施策の方向性

①地域ぐるみの育成体制の確立

- ・学校・PTA及び地域等との連携を強化し、子どもの居場所づくり教室（放課後子ども教室）の内容の充実を図ります。
- ・青少年育成町民会議や青少年問題協議会、子どもクラブ等、各団体間の連絡調整を密にし、活動の充実に努めます。

- ・子どもクラブにおいて、子どもに興味を持ってもらえるような、新しい企画を取り入れることを検討し、関係者と連携を図ります。

②子どもの居場所づくり及び交流の場の整備

- ・子どもの遊び場や親同士の交流の場を確保するため、引き続き、公共施設や児童公園の整備・改善及び安全管理に努めます。
- ・地域と学校が連携・協力し、多様な体験活動を推進します。

③社会福祉協議会・各種団体等の活動の支援

- ・地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会の組織体制の強化を積極的に支援し、活動の活性化を促します。
- ・民生委員・児童委員や各種団体などの支援に努め、地域社会との交流促進を図ります。
- ・自治会（区・組合など）、老人クラブ、子どもクラブ、スポーツクラブなど町で組織化している団体や自主グループ等と協力し、地域の福祉に関われるような活動の支援に努めます。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○子どもクラブ事務事業 スポーツ大会・自然体験活動等を通し、子どもの健康維持・増進を図り、校区や学年を超えた交流を促進する。	継続して実施。 → 子どもに興味を持つてもらえるよう、新しい企画を取り入れながら、関係者と連携を図る。
○社会福祉協議会補助金 地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会の組織体制の強化を積極的に支援し、活動の活性化を促す。	→ 継続して実施。
○民生委員児童委員協議会補助金 民生委員・児童委員などや各種団体の育成・支援に努め、 地域社会との交流促進を図る。	→ 継続して実施。
○夏祭りへの卒園児招待 夏祭りに卒園した小学1年生を招待し、卒園児との交流を図る。	→ 交流の場として、継続して実施。
○中学生体験活動受け入れ 基山中学校が行う2年生体験事業の受け入れを行う。	→ 関係機関との連携と交流の場として継続して実施。
○「青少年育成町民会議」の開催(自然体験活動等) 講演会や看板の設置やパトロールなどの活動の実施、自然体験活動を主催している。	→ 継続して実施。
○青少年問題協議会の設置 「青少年問題協議会」を組織し、補導員 10 名が活動している。月に1回定例補導員会を開催し、各担当区の報告を行い、問題のある箇所や気になるところは警察等の関係機関に連絡している。	→ 継続して実施。
○世代間交流事業(社会福祉協議会) 自治会(区・組合など)、老人クラブ、子どもクラブ、スポーツクラブなど町で組織化している団体や自主グループ等と協力し、地域の福祉に関われるような活動の支援を実施する。	→ 継続して実施。

基本目標2 子どもや母親の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

◆現状と課題

子どもが健やかに生まれ成長していくためには、子どもの健康のみならず、その保護者の健康が必要であり、妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期及び学童期のライフステージに応じた母子の健康が確保される取り組みが必要です。

本町では、妊婦検診事業・各齢の乳幼児健康診査、2か月児相談、3か月児家庭訪問（こんにちは赤ちゃん事業）、4か月児健康診査、6～7か月児健康診査、7～8か月児相談、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施しています。また、出産や子育て準備のためのママパパ教室（両親学級）の開催、妊婦健診の費用の助成を行っています。

今後、妊婦検診においては、ハイリスク者への適切な指導を検討します。

相談体制の充実については、きやま子育て交流広場で、ぼっぽの会・バンビの会（育儿教室）を実施しており、助産師や保健師による育児相談や身体計測、親子手遊び等を行っています。また、母子保健推進員の配置・訪問による、産後うつの予防や育児不安の軽減にも取り組んでいます。

次の世代を担う子どもたちを地域社会の中で育てるという観点に立ち、安心して出産、育児ができるよう、今後も母子保健事業内容の充実が求められます。

◆施策の方向性

①健康診査及び健康支援の充実

- ・妊婦の健康管理は、妊婦健診票の結果をもとに医療機関等と連携を取りながら、妊娠中から出産後までの健康支援に取り組んでいきます。また、関係機関と連携を図り、継続した個別支援を行います。
- ・疾病の予防や早期発見に努めるため、妊婦健診及び乳幼児健診等の受診を勧奨します。
- ・未受診者には個別に連絡を取り、個々の状況に応じた支援が行えるように、乳幼児健診、乳児相談、新生児訪問、ママパパ教室（両親学級）等の母子保健事業の充実を図ります。
- ・妊婦健診の費用を助成します。

②相談支援等の充実

- ・母子保健推進員を配置し、地域における子育て支援のサポーター及び行政と住民のパイプ役として、家庭訪問や乳幼児健診等を通して、母親及び乳幼児の健康や子育てを支援します。
- ・妊娠中から出産後までの相談の機会を設け、安心して子育てができる相談支援体制の充実を図ります。
- ・乳幼児健診の場を活用し、相談等に対応します。
- ・乳幼児健診など、乳幼児とその保護者が集まる機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等、子どもの事故予防のための啓発の資料や誤飲チェックの配布、各種予防接種の受診勧奨等の取り組みを進めます。

③産婦健康診査及び産後ケア事業の充実

- ・産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健康診査費用の助成、宿泊型産後ケアを通じた心身のケアや育児サポートなど、きめ細かい支援に取り組みます。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○妊婦健診事業 妊婦健診の費用の助成、妊婦訪問相談事業を充実させることにより、子どもや母親の健康の確保・増進を図る。	継続して実施。 ➡ 管理台帳の整備とハイリスク者への適切な指導を行う。
○乳児相談(2か月児、7~8か月児相談) 身体計測、保健・栄養・歯科相談、絵本の読み聞かせ、子育て交流広場の紹介などを実施する。	継続して実施。
○乳児個別健康診査(6~7か月児、9~10か月児) 身体計測、内科診察、血液・尿検査を実施する。乳児健診票を利用している。	継続して実施。
○乳児集団健康診査(4か月児、1歳6か月児、3歳児) 身体計測、内科・歯科診察、保健・栄養・歯科相談を実施する。	継続して実施。
○乳児集団健康診査(2歳児) 歯科診察、保健・歯科相談、フッ化物塗布(希望者)を実施する。	継続して実施。

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○母子保健事業【再掲】 妊産婦・乳幼児とその家族が、健やかな成長・発達、切れ目ない子育てを支援するため、妊婦健診や乳幼児健診、3か月児等の家庭訪問、フッ化物塗布事業、育児教室等を行う。乳幼児期の事故予防啓発も同時に実施する。	→ 継続して実施。
○3か月児家庭訪問(こんにちは赤ちゃん事業) 保健師と母子保健推進員で訪問し、計測、保健相談、母子保健推進員からのプレゼントを実施する。	→ 継続して実施。
○ママパパ教室(両親学級)の開催 年に3回、①赤ちゃんのお風呂の入れ方の実習、妊婦体験(父親対象)、②栄養と食事について、③母乳栄養と乳房ケアについてをテーマに実施する。	→ 継続して実施。
○ぽっぽの会、バンビの会(育児教室)の開催 月に2回、親子の集いの場として、身体計測、個別相談などを実施する。 ぽっぽの会 対象:1歳未満の赤ちゃんとその家族 バンビの会 対象:1歳～未就園児とその家族	→ 継続して実施。
○産婦健診事業 おおむね産後2週間及び1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用の一部を助成する。	令和元年度からの新規事業。 → 継続して実施。
○産後ケア事業 産後4か月未満の母子に対し、委託医療機関等での宿泊型産後ケアを通じて心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う。	令和元年度からの新規事業。 → 継続して実施。

(2) 「食育」の推進

◆現状と課題

生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事に対する配慮が必要です。また、食は、人間性の形成と家族関係づくりの基本もあります。しかし、社会経済を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、私たちの食生活も大きく変化しています。食料は豊かであるのに、栄養バランスの偏った食事をとる人も少なくないことから、生活習慣病が増加しています。

食の原点である「家庭の食卓」には様々な問題があり、一番の犠牲者は子どもたちです。身体も心も成長過程にあり、大人よりも影響を受けやすいため、後々改善することは困難であると考えます。また、現代の子どもは「こ食」の傾向にあり、「孤食」「個食」「固食」「小食」「粉食」「子食」「濃食」など問題は様々です。

乳幼児期の食習慣がその人の一生を左右するといつても過言ではありません。乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた正しい食習慣に関する学習の機会や情報提供を進めていくことが重要です。

引き続き、基山町食生活改善推進協議会と連携による幼児や小学生とその保護者、中学生に調理体験の機会を提供や、保育園での出前講座、小学生・中学生への調理実習や啓発、生活習慣病予防活動など各年代に応じた食育推進事業に取り組み、子どもたちが自分から楽しく食べようとする意欲を持ち、おいしいものをおいしい感じる力の向上に努めます。

◆施策の方向性

①食に関する学習機会の充実

- ・保健センター・学校、食生活改善推進協議会などの関係機関が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を推進します。また、保健センター・福祉交流館、学校の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や、子ども参加型の取り組みを進めます。
- ・町立保育園や町立小・中学校の栄養士との情報交換、家庭科の担当教諭も含めた「食育」を展開します。
- ・児童生徒のみならず、その保護者に対して、不規則な食生活がもたらす悪影響や親子が一緒に食卓を囲むことの重要性など、食についての学習の機会や情報提供を進めます。
- ・食生活改善推進協議会が主催する料理教室・講座等の周知を図るとともに、町内施設の食育スタッフとの連携を深め、引き続き年代に応じた取り組みを進めます。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業

計画期間における方向性

○食育推進事業

幼児や小学生とその保護者、中学生に調理体験の機会を ➡ 継続的な機会の確保に努める。
提供する。

（3）思春期保健対策の充実

◆現状と課題

思春期における保健対策は従来、学校保健が中心となって実施されてきました。しかし近年、青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用、性の逸脱行動などの問題が注目されるにつれ、子どもたちが健全で豊かな人間性を育む上で、学童期・思春期における心身の健康課題への対応は重要となっています。

本町では、乳幼児の発育・発達について学習し、乳幼児との交流や保育を体験することで、生命の尊さを知り、思春期からの父性・母性の健全育成を図ることを目的とし、中学3年生を対象に思春期体験学習事業を実施しています。

また、学校薬剤師による薬物乱用防止教室、未成年者・非喫煙者の新たな喫煙を防ぐための防煙教育を実施しています。薬物やたばこの有害性を理解し、正しい意識を啓発するために、引き続き事業を推進します。

また、思春期保健対策の充実には、学校保健との組織的な連携のほか、地域・他の専門機関・他職種との連携も必要であることから、より一層関係機関への働きかけ及び体制の整備に取り組みます。

◆施策の方向性

①性や性感染症予防に関する学習機会の充実

- ・関係機関と連携を図り、性教育のあり方や内容について再検討するとともに、児童や生徒に対し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。

②喫煙や薬物等に関する学習機会の充実

- ・興味本位で喫煙や薬物等に手を出さないよう、喫煙や薬物等が身体や心に及ぼす様々な影響について学習の機会や情報提供、注意の喚起等を進めます。

③関係機関の連携

- ・児童生徒に対する性教育は家庭や小学校、中学校等が中心に行っていますが、今後は、保健センターや関係機関との連携が図れるような機会を設定します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○乳幼児ふれあい体験の実施 基山中学校3年生を対象に、子どもたちとのふれあいを通して、思いやりや労りなどの心の成長、父母の健全なあり方の育成を図るため、保育体験を実施する。	➡ 継続して実施。
○性に関する授業 専門的な知識を基に、正しい性に関する指導を行う。	➡ 継続して実施。
○薬物乱用防止教室 薬物の種類や体への影響などについて、学校薬剤師による講話をを行う。	➡ 継続して実施。
○防煙教育 学校薬剤師による講話をを行う。	➡ 継続して実施。

(4) 小児医療の充実

◆現状と課題

小児医療や医療費支援制度は、安心して子どもを産み育てるための基盤となるもので、体制や支援の充実は重要です。

アンケート調査の結果をみると、日常悩んでいることについて、就学前児童の保護者の4割が「病気や発育・発達に関するこ」を挙げており、増加傾向にあります。また、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについても、「子どもが急病になったときに面倒を見る人がいない」と答えた人が就学前児童の保護者では6割弱・小学生児童の保護者は4割強となっており、割合が増加していることから、安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備が急務と考えられます。

本町では、これまで、久留米広域小児救急センター、鳥栖市休日救急医療センターでの広域利用を活用し、休日・夜間時的小児緊急医療体制を整備してきました。

また、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした医療費支援制度の充実として、子どもの医療費助成や、未熟児医療助成事業を実施しています。

今後も、疾病構造の変化や地域医療に対する多様な需要に対応するため、広域な連携のもと、適切な医療体制の充実を図ります。

◆施策の方向性

①小児医療体制の充実

- ・久留米広域的小児救急センターの診療体制を整備し、より充実した夜間の小児救急医療体制を地域全体で支援していきます。今後も住民のニーズを把握しながら、小児医療のさらなる充実が図れるよう取り組んでいきます。
- ・今後も保護者の経済的負担の軽減と事業の周知等のPRに努めています。

②医療費支援制度の充実

- ・子どもの医療費助成事業については、引き続き実施し、高校生の通院の医療費の助成を検討します。
- ・未熟児医療助成事業を引き続き実施し、経済的負担削減に取り組みます。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○子どもの医療費助成事業 町内在住の高校生以下の子どもについて医療費(高校生は入院のみ)を助成し、保護者の負担を軽減する。	継続して実施。 ➡ 高校生の通院の医療費の助成について検討していく。
○未熟児医療助成事業 出生児体重が 2,000 グラム以下の未熟児が出生した場合にかかる種々の医療について、費用の一部を助成し、保護者の負担を軽減する。	継続して実施。 ➡ 事業の維持、国の動向に合わせて対応していく。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

◆現状と課題

子どもを産み育て、健全で豊かな人間性を育んでいくためには、地域ぐるみで子育てを支援していくことが必要ですが、保護者自身が、日々の子育てやしつけ、家庭での健全な生活習慣や教育等を、日々実践することも重要です。家事や育児は女性だけの仕事ではなくなり、さらなる男女共同参画の生活習慣が定着するような、男女平等社会の意識の醸成に努めることも必要です。

また、将来親となる中学生・高校生等に対しても、子どもを産み育てることの意義、子育ての喜びや楽しさを知ってもらうための取り組みも必要です。

本町では、広報誌への男女共同参画に関する記事の掲載や、保育園と中学校が連携した、乳幼児とのふれあい体験学習を実施しています。引き続き、これらの事業を推進し、男女共同参画意識の定着や、思いやりやいたわりなどの心の成長や、父母の健全なあり方の育成を図ります。

◆施策の方向性

①子どもを産み育てることの意義に関する学習機会の提供・広報啓発

- ・子どもを産み育てることの意義及び子どもや育児の問題を家族みんなの問題として捉え、男女が協力して家庭を築くことに関する学習機会を提供、広報・啓発活動を行います。

②中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実

- ・次代の親となる中学生・高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さ、子どもを産み育てる喜びを理解できるように、保育園、幼稚園及び乳幼児健診の場所を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
<p>○子どもを産み育てることに関する授業 専門的な知識を基に、「いのち」について考える講演会やグループ学習を実施する。</p>	→ 継続して実施。
<p>○乳幼児ふれあい体験の実施【再掲】 基山中学校3年生を対象に、子どもたちとのふれあいを通して、思いやりや労りなどの心の成長、父母の健全なあり方の育成を図るため、保育体験を実施する。</p>	→ 継続して実施。

（2）学校の教育環境等の整備

◆現状と課題

学校教育は人間形成として必要な資質を養うとともに、豊かな個性や社会性を培うための学力と健やかな身体、広い心を育てるという重要な役割を担っています。

アンケート調査の結果をみると、日常悩んでいることについて、小学校児童の保護者の4割弱が「子どもの教育に関するこころ」をあげていました。次代の担い手である子どもが個性豊かに、そして生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等を整備し、子どもの教育力の充実を図ることが必要です。

子どもが、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた豊かな国と社会をめざし、世界の中で信頼される人として育っていけるように、今後も基礎的な知識や技能の習得・向上とともに、家庭、学校、地域といった社会全体で、子どもたちの豊かな心や生きる力を育む教育、子どもの個性を伸ばす教育を推進する必要があると考えます。

一方で、学級崩壊やいじめなど問題行動が大きな社会問題となっており、心を重視した教育や生きる力を育む教育が重要となっています。本町でも、いじめ問題は重要な課題であり、対応や解決、再発防止や関連機関との連携等、具体的な取り組み等の条例化を進めています。いじめや不登校の問題は、子どもを取り巻く家庭環境や友人関係に原因があると考えている保護者も多く、教育機関の地域や家庭への積極的な関わりが必要です。

本町では、国のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成26年、基山町いじめ防止基本方針を策定しました。学校内外を問わず、いじめは許されない行為であることを子ども達が十分理解できる取り組みや、行政、学校、地域、家庭等の連携を推進しています。また、町内各中学校においても、いじめ防止基本方針を定め、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めています。

また、子どもたちの様々な悩みに対応するため、小学校・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者、教職員の様々な相談に対応しています。地域においては、補導員や民生児童委員、PTA、青少年育成町民会議などが連携し、問題発生の早期対応に取り組んでいます。

学力向上の面では、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導方法について工夫改善を行い、自己学習力の基礎が培えるような教育内容の充実を図っていくところです。

本町では、学習指導員の配置や、外部の指導員や地域の人材を活用に加え、放課後や長期休暇中に、生徒自身が自分の得意・不得意を自覚し、主体的に学習に取り組む機会を設定し、学習支援を行っています。

スポーツ活動等、身体の育成面では、本町は生涯を通じてスポーツに親しむことが

できる環境が整っており、多くの住民が各種スポーツを楽しんでいます。学校の体育授業においても、児童生徒の意欲や能力が高く充実しています。学校におけるスポーツ環境は整備され、運動部活動が盛んであるため、全国中学校体育大会や各種競技大会では優秀な成績を修めています。また、体育館・グラウンドの開放を小・中学校全校で実施しており、地域の指導者の協力を得て、少年野球や少年サッカーなどのスポーツ活動を行っています。少年スポーツの振興は青少年の健全育成に大きく寄与しており、指導者の確保や施設の整備充実に努め、今後とも現在の活動が継続・発展できるよう、学校施設の開放や、スポーツ少年団同士の連携、強化などについて推進していく必要があります。

信頼される学校づくりのため、学校評議会を町内の小中学校すべてに設置しています。評議会は各学期1回開催され、委員には民生委員・児童委員や区長、学識経験者等を選任し、地域と学校との連携や協力を図っています。また、学校通学区域審議会では、児童生徒や世帯の個々の実情に応じて校区外就学を考慮するなど、通学区域の弾力的運用を行っています。子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、各学校の特色を生かし、附帯施設の整備や、校舎の工事等を計画的に進めてきました。今後も、現在実施されている電子黒板を常時活用できる環境の整備や、基山中学校管理棟の大規模改修を計画的に実施していきます。

◆施策の方向性

①教育相談の充実

- ・いじめ、虐待、不登校、保健室登校など児童や生徒の様々な悩みに対応するため、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどの専門カウンセラーによる相談体制の充実に努めるとともに、引き続き家庭、学校、地域、関係機関との連携強化を図ります。
- ・教育委員会に設置した、電話による「心の悩み相談」窓口において、様々な相談に対応します。
- ・カウンセリングの相談日について、緊急時には学校間で調整するなど、柔軟に対応します。

②確かな学力の向上

- ・知識や技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身につけさせることが重要であることから、学習支援補助員の配置や一人ひとりに応じたきめ細かな指導方法等について工夫改善を図ります。
- ・各校の校内研修体制の充実を図るとともに専門的知識、技能を持つ外部人材や地域の人材活用に一層取り組みます。

- ・放課後や長期休業中に補充学習をすることにより、基礎学力の定着と学ぶ楽しさを味わわせ、学習習慣の確立を推進する。

③健やかな身体の育成

- ・関係団体との連携により、各種スポーツ教室、スポーツ大会、レクリエーション等の充実に努めます。
- ・町の社会体育施設や学校体育施設などの既存施設の整備・充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーション活動の種目に応じたリーダー及び指導者的人材発掘や育成を図るため、講演会や研修会を開催します。
- ・スポーツ・レクリエーション活動を広報などを通じて行事内容等の情報を提供し、健康の保持増進に関する意識の啓発を図ります。
- ・各スポーツ行事等の充実を図るとともに、町総合型地域スポーツクラブ「スポーツ大国きのくに」の活動を支援し、子どもたちの健康増進に努め、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び充実等を図ります。
- ・外部指導者の活用や地域との連携の推進等により、育成事業の改善及び充実を図ります。

④教育環境の充実

- ・教育施設の計画的な改修・改築を検討します。
- ・安全でゆとりある教育環境の確保のため、計画的な施設整備等を実施します。
- ・学校評議員制度の活用により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、学校における様々な課題に対応できるよう、引き続き充実を図ります。
- ・本町出身の意欲ある優秀な学生で、高校や大学などへの就学が困難な人を対象に奨学金を貸与します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○スクールカウンセラーアセスメント事業 生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を派遣し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。	継続して実施。 ➡ カウンセラーの来校日の増加や終日配置を検討する。
○放課後・長期休業補充学習等支援事業 放課後や長期休業中に補充学習をすることにより、基礎学力の定着と学ぶ楽しさを味わわせ、学習習慣の確立を推進する。	継続して実施。 ➡ 生徒自身が自分の得意・不得意を自覚し、主体的に学習に取り組む機会を設定する。
○総合型地域スポーツクラブの充実 子どもの健康の維持・増進を図るために、総合型地域スポーツクラブを充実させる。	➡ 継続して実施。
○各スポーツ行事等の充実 子どもの健康の維持・増進を図るために、町内の各少年スポーツ団体活動への補助を行う。	➡ 継続して実施。
○基山町少年スポーツ育成協議会使用料負担軽減 子どもの健康の維持・増進を図るために、基山町少年スポーツ育成協議会加盟団内の体育施設利用料を減免する。	➡ 継続して実施。
○電子黒板設置事業 さらなる学習効果を得るために、デジタル教科書の使用、画像の拡大や書き込み、保存・再生などが可能な電子黒板を小中学校すべての普通教室に整備する。	➡ 黒板の劣化や損傷等への対応、他教室への配置等を行う。
○校舎大規模改修事業 校舎の老朽化に伴う大規模改修やトイレの洋式化等を行い、教育環境の充実を図る。	基山中学校管理棟の大規模改修を行った後、老朽校舎の計画的な大規模改修を実施する。
○育英資金貸付基金事業 本町出身の意欲ある優秀な学生で、高校や大学などへの就学が困難な人を対象に奨学金を貸与する。	➡ 継続して実施。
○学習支援補助員の配置 特別に支援が必要な児童生徒の支援を行う。	➡ 継続して実施。

（3）幼児教育の充実

◆現状と課題

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、基本的な生活習慣の習得、豊かな情操、他人に対する思いやり、社会的なマナー、自立心など、生きる力の基礎的な能力や資質を培うために重要なものです。

本町には平成31年度現在、私立幼稚園が1園・認定こども園が1園あり、それぞれの事業所において、特色のある幼児教育が行われています。

本町では、幼児教育から小学校教育への適切な移行など就学前教育の一貫性を図るために、「幼保小連絡協議会」を設置し、家庭や幼稚園、保育園、小学校、行政等と情報交換や交流活動を行っているほか、「ピカピカの一年生プロジェクト」を行い、スムーズな学校教育への移行を推進しています。

今後は、家庭と幼稚園や保育園との情報交換や連携を強化し、多様なニーズに対応した教育環境や教育内容の充実に努める必要があります。

◆施策の方向性

①教育環境の整備

- ・安全な教育の実施のため、教育機材の充実や環境の整備を推進します。

②関係機関との連携強化

- ・「幼保小連絡協議会」の充実を図ります。また、相互に訪問する機会を増やすなどして、幼稚園、保育園と小学校の連携の強化を図ります。
- ・「ピカピカの一年生プロジェクト」を推進し、事業の周知を図ります。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○私立幼稚園教育振興事業費補助金 幼児教育の振興と教育内容の充実及び教職員の資質向上 を図る。	→ 継続して実施。
○幼保小連絡協議会 幼児教育から小学校教育への適切な移行など就学前教育 の一貫性を図るため、家庭や幼稚園、保育園、小学校、行 政等と情報交換や交流活動を行う。	連携を強化し、多様なニーズに → 対応した教育環境や教育内容の 充実に努める。
○ピカピカの一年生プロジェクト(トータルコーディネーター事 業)【再掲】 子育ての悩みなどを相談できる子育てネットワークコーディネ ーターを配置する。	→ 継続して実施。 → 相談事業を強化する。
○ピカピカの一年生プロジェクト(4歳児就学準備事業)【再 掲】 就学準備として、4歳児を対象にそれぞれの子どもの得意な こと・苦手なことを調査する。	→ 継続して実施。 → 検査結果を活用し、相談事業の 強化につなげる。
○ピカピカの一年生プロジェクト(小学校体験教室事業)【再 掲】 就学による環境の大幅な変化への不安や緊張が緩和され るよう、5歳児とその保護者を対象に講話等を行う。	→ 継続的して実施。
○ピカピカの一年生プロジェクト(英語無料教室事業)【再掲】 就学準備として、5歳児を対象に英語教室を実施する。	→ 継続的して実施。

(4) 家庭や地域の教育力の向上

◆現状と課題

家庭・学校・地域がそれぞれの役割・責任を自覚するとともに連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てるという観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上をめざす必要があります。しかしながら、少子化や核家族化、女性の社会進出などにより子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、ニーズ調査から得られているように、子育てに不安を持つ親が増加しています。また、かつて家庭や地域で行ってきた教育を、幼稚園や保育園、学校に依存する傾向がみられます。

本町では、平成28年に中央公園内に基山町立図書館が開館しました。職員やボランティアグループによるおはなし会や、多目的室・人々と交流できるラウンジ等も完備されています。今後は、これまで行ってきた読書推進事業を継続的に実施するとともに、図書館を活用した地域の学びの場の創出に努め、教育力の向上に繋げる取り組みを推進します。

引き続き、子どもクラブ自然体験活動や町青少年育成町民会議主催の自然体験や、PTA役員と地区役員との協議会の開催等を実施し、家庭、学校及び地域が相互の連携を深め、子育てや家庭教育に関する知識や情報の提供、親の意識啓発など、家庭教育に対する支援を図り、家庭及び地域の教育力向上に努めます。

◆施策の方向性

①子育てに関する学習機会の充実

- ・保健、医療、福祉、学校等関連分野における子育てに関する講座等について、保護者のニーズを把握し、内容の充実に努めます。
- ・各種講座等への参加促進を図るため、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めるとともに、参加しやすい環境づくりを図ります。

②家庭における教育の充実

- ・家庭教育の大切さについて親の意識啓発を図るとともに、相談体制の確立に努め、家庭における教育力の向上をめざします。
- ・「家族の日」「家族の週間」等に家庭教育の大切さについて意識啓発を行います。子育て支援包括支援センターを活用し、家庭教育に関する相談にも応じられる体制を充実させます。

③地域での教育力の向上

- ・図書館を活用した読書推進事業に努め、子どもの読書活動と、親子コミュニケーションの推進を図ります。
- ・公民館等の社会教育施設を中心として、ニーズに対応した各種講座や教室を企画し、家庭教育に関する学習意欲の向上を図ります。
- ・子どもたちの多様なニーズに応えられるよう、地域住民や関係機関等と協力し、地域の豊かな自然環境等の教育資源を活用した、子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進、学校施設の地域開放などにも積極的に取り組みます。
- ・子どもクラブ、町青少年育成町民会議等と連携し、子どもたちの健全育成の充実を図ります。

④家庭、地域と学校の連携の充実

- ・PTCA運動を推進し、子ども会やPTAなどの関係機関・団体と連携を図り、地域における子どもの育成体制の確立に努めます。また、PTCA運動の啓発及び町民への周知徹底を図ります。
- ・PTA地区懇談会や協議会を通して、相互理解を深め、事業の協力体制を強化し、地域での諸行事（祭、伝統行事）や活動への児童生徒の参加の促進を図ります。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○読書推進事業 子どもの読書活動を推進するとともに、絵本を通して、子育て中の親子のコミュニケーションと心の安定を支援する事業を行う。	→ 継続して実施。 新しい図書館を活用した地域の学びの場の創出に努め、教育力の向上に繋げる。
○保育参観時の子育て講演 年度当初の保育参観時に子育て講演を行う。	→ 関係機関と連携して、継続して実施。
OPTA地区懇談会 PTAの主催により、親・地域役員（区長、代理、民生委員等）・教師・行政等が参加し意見交換会を開催する。	→ 継続して実施。
OPTCA運動の推進 PTCA運動：PTAに地域住民（Community）が加わった「親と教師と地域住民の会」で、三者が連携し地域全体で子育てをする運動を推進する。	→ 継続して実施。

(5) 歴史・文化・スポーツによる教育環境等の充実

◆現状と課題

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、町民の生涯学習に対する意識や活動範囲は広範・多岐にわたってきており、自らのニーズに応じて学習し、その成果を地域社会の中で活かすことができるような環境づくりが求められています。このような中、文化芸術は人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、すべての町民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものです。あらゆる世代の町民が、それぞれの興味や関心に応じて、日々の暮らしの中で普通に文化芸術に接し、体験できるようにしていくことが必要です。町内の文化芸術の拠点である基山町民会館、読書活動や学びの拠点である基山町立図書館の、良好な環境づくりをしていく必要があります。

スポーツを通じて地域の人々が交流し、一体となって盛り上がることは希薄化が懸念される住民同士のコミュニケーションの促進や地域のコミュニティ再生に大きな力を発揮します。このため、スポーツを通じた「地域づくり」や「人づくり」の取り組みを推進していく必要があります。また、注目度の高いスポーツイベントは、多くの人々のスポーツへの関心を高めるとともに、地域の情報発信やイメージアップ、地域経済の活性化に寄与することから、スポーツを活用した交流や誘客を通じた地域の活性化につなげていく「スポーツツーリズム」を推進していく必要があります。

今まで受け継がれてきた基山町を特徴づける文化財・文化遺産や伝統文化は、町全体や各地域の歴史を物語る『たから』として現在もなお、人々の未来への指針や心のよりどころとして暮らしを豊かにしています。今に生きる町民が、価値あるふるさとの歴史や文化を再認識し、良好な状況で後世に伝えるとともに、これらを活かした歴史的なまちづくりを考えていくためには、積極的に保存・活用していく必要があります。また、少子高齢化の進展により次世代の担い手不足が懸念され、伝統文化の継承が難しくなっていくことが予想されます。そのために、子どもから大人までのすべての町民にふるさとの歴史や文化に触れる機会をつくる必要があります。

◆施策の方向性

①文化芸術への親しみ

- ・取り組む層を厚くするため、多彩な文化芸術を楽しむことができる環境や理解を深めるための機会の充実・拡充に取り組みます。
- ・学校教育や社会教育の中で、文化体験・鑑賞教室などによる文化芸術に理解を深める機会を充実するとともに、文化芸術活動の発表の場を設けます。

②図書館によるアカデミック空間創出

- ・縁あふれるパーク・ライブラリーとして読書活動推進に努めるとともに、町民の求める情報を提供し「本と人」、「人と人」の出会いを通じた新たな学びを創出します。
- ・町、郷土に関する歴史を伝える資料や情報を収集・整理・展示公開することにより、郷土愛の深化、地域の学び・研究への活用等を推進します。
- ・交流空間でのお話会やミニコンサートの開催、きやまラウンジ展示スペースでの町民サークル等団体の各種作品展示、多目的室を活用した町民の文化や学びの発信と交流などで、人と人の触れ合いを通じた多世代の交流を促進します。
- ・学校図書館との連携を強化し、総合学習やレファレンスなど子供たちの学びに迅速に対応できる教育環境を構築します。
- ・様々な行政組織、教育機関、団体と連携し、暮らし・仕事・学びを支援する情報環境を整備するとともに、地域の様々な情報も図書館で収集・整理・発信します。

③スポーツ推進のための環境づくり

- ・スポーツを通じて、健康や楽しみ・生きがいづくりを促進し、スポーツ交流人口の拡大に向けた環境づくりを推進します。
- ・年齢、性別等に関係なく、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進します。
- ・ライフスタイルやライフステージに応じて継続してスポーツを楽しむことができるよう、各種スポーツイベントを積極的に支援します。
- ・子供たちの健全な成長を目指し、少年スポーツの活動の充実を図ります。
- ・中学生期のスポーツ活動の充実を目指した運動部活動と社会体育の連携を深めます。

④運動をする機会の創出

- ・ペタンクやターゲットバードゴルフなどの子供からお年寄りまで誰もが一緒に楽しめるスポーツやレクリエーションである「軽スポーツ」の普及、推進を図ります。
- ・全町的なスポーツ大会等を開催し、地域づくり人づくりの取り組みを推進するとともに、地域コミュニティの強化を促進していきます。
- ・町のスポーツ人材や指導者を活用し、スポーツ推進のための人材育成につなげます。
- ・スポーツ大会やイベント等を通じて、たくさん的人が本町を訪れることで、おもてなしのレベルアップ、本町の情報発信と魅力向上、地域の活性化につなげます。

⑤文化遺産・伝統文化の保存と継承

- ・文化遺産の調査・研究を進め、基山町歴史的風致維持向上計画も活用しながら、後世に継げられるよう適切な保存・活用を図ります。
- ・基山町の文化遺産の魅力について全世代に分かりやすく情報を発信し、さらに佐賀県遺産への登録を契機に佐賀県とも協力して、広く周知を図ります。
- ・学び知る機会を増やすため、展示や講座などの取組を推進します。
- ・伝統芸能や地域の祭事などを継承するため、子供たちをはじめとする担い手の育成や用具の維持などを支援します
- ・各地域で行われている民間行事について、実態等を把握するとともに、継承意識の向上につなげます。
- ・学び親しみながら次世代へ伝えていくため、文化遺産ガイドなどの人材育成や町民活動を支援します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○総合型地域スポーツクラブの充実【再掲】 子どもの健康の維持・増進を図るため、総合型地域スポーツクラブを充実させる。	→ 継続して実施。
○各スポーツ行事等の充実【再掲】 子どもの健康の維持・増進を図るため、町内の各少年スポーツ団体活動への補助を行う。	→ 継続して実施。
○基山町少年スポーツ育成協議会使用料負担軽減【再掲】 子どもの健康の維持・増進を図るため、基山町少年スポーツ育成協議会加盟団内の体育施設利用料を減免する。	→ 継続して実施。
○子どもクラブ事務事業【再掲】 スポーツ大会・自然体験活動等を通して、子どもの健康維持・増進を図り、校区や学年を超えた交流を促進する。	→ 継続して実施。 子どもに興味を持ってもらえるよう、新しい企画を取り入れながら、関係者と連携を図る。
○読書推進事業【再掲】 子どもの読書活動を推進するとともに、絵本を通して、子育て中の親子のコミュニケーションと心の安定を支援する事業を行う。	→ 継続して実施。 新しい図書館を活用した地域の学びの場の創出に努め、教育力の向上に繋げる。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 安全な道路交通環境の整備

◆現状と課題

安全な道路交通環境の整備にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき整備を実施しています。

現状では、必要に応じて、歩道の整備及び歩行空間の整備を実施しています。

事故防止の取り組みとしては、危険箇所においてカーブミラーの設置や、路面表示等による対策を行っています。引き続き、交通安全施設点検を実施し、安全施設を整備することにより安全を確保します。

◆施策の方向性

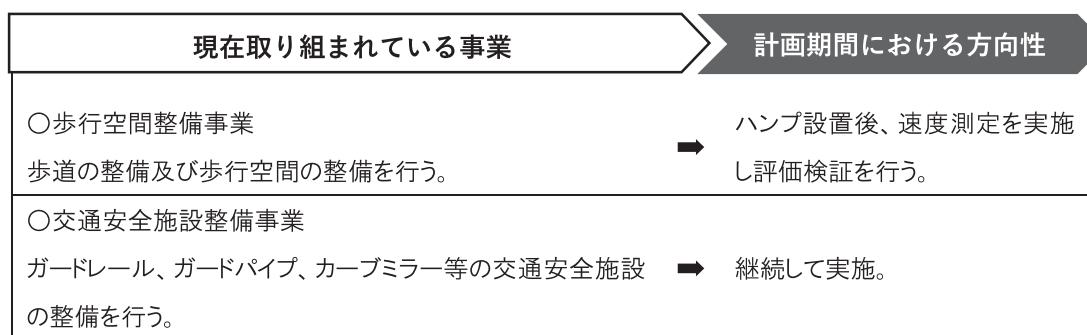
①安全・安心に通行することができる歩道の整備

- ・通学路の一斉点検等を行い、危険箇所の把握や解消に努めます。
- ・安全な町づくりに向けて、「基山町安全な町づくり推進協議会」と連携します。

②生活道路の交通環境の改善

- ・交通事故の防止と安全な交通環境を確立するため、事故が発生している箇所や交通量が多い道路を中心に、交通安全施設の整備・拡充を引き続き行います。

◆主な事業と事業内容



(2) 安心して外出できる環境の整備

◆現状と課題

妊婦や小さな子どもを連れた家族は外出の際、不安や不便を感じることが少なくありません。子どもや子どもを連れた家族が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化が進められる必要があります。

本町では、基山総合公園整備事業・基山町総合計画等の各種計画基づき、公園や庁舎などの公共施設、建築物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及を図っています。

引き続き、公共施設における、子ども連れの親に配慮したトイレの設置や授乳室の整備など、育児用スペースを備えた施設の整備について検討を進めます。

◆施策の方向性

①公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進

- ・バリアフリー化計画を策定し、都市公園のバリアフリー化に努めます。
- ・道路、公共施設等の改善、改修時期に合わせ、ユニバーサルデザインを促進し、バリアフリー化に努めます。

②子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

- ・公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備に努めます。

③子育てバリアフリーマップの作成

- ・子育て世帯にやさしい施設・設備の配置が一目でわかるよう、バリアフリーマップを作成し利用促進に努めます。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業

計画期間における方向性

○基山総合公園整備事業

新旧住民の交流、健康の維持増進と体力の向上、コミュニティ形成の場として平成2年より整備を行っている。 → 継続して、維持管理に努める。

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

◆現状と課題

子どもを交通事故から守るためにには、行政や警察等だけではなく、保育園、学校、児童、幼児や保護者を含め、地域の住民一人ひとりが交通安全に対する意識を高めていくとともに、お互いが連携を図って総合的な交通事故防止対策を推進していくことが必要です。

本町では、警察、基山町交通安全指導員と連携した交通安全教室等を実施しており、今後、子どもが保護者とともに交通マナーを守るよう意識づけができる通学路での横断歩道、交差点の渡り方の指導について取り組んでいく必要があります。

また、通学路等での危険箇所を地元から指摘された場合、子どもや保護者と警察が一緒に下校して改善についての確認を行い、安全の確保に取り組んでいます。

◆施策の方向性

①交通安全意識の啓発

- ・警察や交通安全協会などの関係機関との連携を図り、交通安全教室を推進します。
- ・地域ぐるみの交通安全運動を実施するため、町内の各種団体の活動を促進します。
- ・児童の保護者への交通安全及び交通ルール遵守、チャイルドシート装着についての意識啓発を行います。
- ・児童幼児の自転車乗車時にヘルメットの着用を推進します。

②安全の確保

- ・通学路等での危険箇所を指摘された場合、子どもや保護者と警察が一緒に下校して改善についての確認を行い、安全の確保に取り組んでいます。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
<p>○交通安全啓発事業 広く町民の方へ交通安全に対する意識高揚のために街頭での啓発活動を行う。 サイクルカラー、反射タスキ等交通安全資材の提供を行う。</p>	<p>継続的な啓発活動を行う。 → 維持管理に努め、追加整備を行う。</p>
<p>○交通安全推進事業 幼少期から交通安全に対する教育を行うことで、交通安全に対する意識の高揚を行う。</p>	<p>→ 継続的な啓発活動を行う。</p>
<p>○交通安全教育の実施 基山町交通安全指導員と連携して横断歩道の渡り方や自転車の乗り方等の指導を行う。小学校は1・3・5年生、保育園・幼稚園は全園児を対象に、年に1回、各施設の運動場に簡易交差点を設置し実施する。</p>	<p>→ 継続的に実施。</p>

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

◆現状と課題

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害の被害を未然に防止するためには、行政や警察等だけではなく、保護者や地域の多くの人が協力して子どもを犯罪被害から守る必要があります。

本町では、「基山町安全安心まちづくり推進条例」に基づき、犯罪、事故及び災害を未然に防止し、町民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進してきました。具体的には、防犯灯整備や、「基山町安全なまちづくり推進協議会」での活動、防犯パトロール、「子ども 110 番の家」・防犯カメラの設置、自治会役員を中心とした防犯巡回も活発に行われています。各種団体（防犯協会、教育委員会等）と連携を強化しつつ、子どもたちの見守りや、防犯パトロールの強化を行い、引き続き、子どもたちへの防犯指導の実施や防犯環境の整備、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

◆施策の方向性

①防犯環境の整備

- ・夜間の犯罪を防止するために、地域からの要望に応じて、防犯灯や防犯カメラの設置を引き続き推進します。

②防犯活動の推進・啓発

- ・「基山町安全安心まちづくり推進条例」を町民の方々へ周知し、防犯意識の高揚を図ります。
- ・警察や防犯協会など関係団体や住民ボランティアと連携を図り、地域ぐるみでの防犯体制、暴力排除体制の充実を図ります。
- ・広報誌の発行やポスターなどの掲示を充実し、住民の防犯意識の啓発を図ります。
- ・「基山町安全な町づくり推進協議会」の活動を充実します。
- ・「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動を支援し、地域全体による防犯体制づくりを進めます。
- ・「子ども 110 番の家」、「青少年サポート協力店」を表示した「あんしんマップ」を作成し、子どもが犯罪にあわないための協力を地域に求めていきます。
- ・PTA等と連携し「危険箇所マップ」を更新します。

③子どもを対象とした防犯指導の実施

- ・子どもへの防犯指導を実施し、防犯に対する意識の向上と、万が一不審者等に遭遇した場合の対処の指導に努めます。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○防犯灯の整備 夜間の犯罪を防止するため、地域からの要望に応じて集落から集落を結ぶ連絡道路及び通学路に、防犯街灯の設置を行う。	→ 継続して実施。
○防犯カメラの整備 子どもの遊び場である都市公園や一人帰宅路となる路線にも防犯カメラを整備し犯罪抑止に取り組む。	→ 都市公園及び一人帰宅路における設置を進める。
○防犯パトロール 町内の犯罪を防止するため、防犯パトロールを実施する。	→ 継続して実施。 → 子ども達の見守りや、防犯パトロールの強化を行う。

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

◆現状と課題

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激内容の雑誌、ビデオ、コンピュータソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報について、子どもに対する悪影響が懸念されています。現在、スマートフォンやインターネットの利用は低年齢化の傾向にあり、全国的にもさまざまな被害・犯罪等に巻き込まれています。

本町では、性や暴力等に関する過激な情報に子どもたちが触れないように、スクールサポーターの配置や、各区担当の補導員による見守り活動等により、子どもたちの健全育成に努めてきました。引き続き、関係団体との連携強化を図り、インターネットやメディアを通じた性や暴力等に関する過激な情報や不良行為など、子どもを取り巻く有害な環境を防止する対策を推進し、安全で安心できる子育て環境を支援します。

◆施策の方向性

①有害環境対策の推進

- ・青少年育成町民会議により、年1回各地域で実施する環境点検活動を支援しています。
- ・町補導員などにより町内における青色パトロール等を実施し、安全な地域環境の維持を図ります。
- ・関係機関・団体やP T A、ボランティア等の地域住民と協力して、町内の一般書店やコンビニエンスストアなど、有害な図書、ビデオ、コンピュータソフト等の取扱店に対して、自主的な規制措置を講じるよう働きかけるなど、有害情報に子どもたちを近づけないよう対策を講じます。
- ・携帯電話やスマートフォンを通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報や、フィルタリングソフトまたはサービス等の情報提供に努めます。
- ・インターネット犯罪等に対する講演会等を行い、予防に対する意識の普及促進を図ります。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○スクールソーシャルワーカー配置事業 少年の非行防止及び立直り支援、学校等における児童及び生徒の安全確保等を行い、児童等を非行及び犯罪被害から守ることを任務とする。	→ 継続して実施。
○補導員会事務事業 各区担当の補導員による青色防犯パトロールや見守り活動 を通し、地域の子どもの安心・安全を支える。	更なる関係団体との連携強化を図り、地域の青少年の健全育成を図ることが必要。
○青少年問題協議会の設置【再掲】 「青少年問題協議会」を組織し、補導員 10 名が活動している。月に1回定例補導員会を開催し、各担当区の報告を行 い、問題のある箇所や気になるところは警察等の関係機関に連絡している。	→ 継続して実施。
○青少年育成町民会議の設置 「青少年育成町民会議」を組織し、有害図書や物品を販売する店舗には子どもたちが入れないようにし、外部から華美な広告や宣伝がみえないような取り組みを実施している。町内の 19 店舗が「青少年サポート協力認定店」として認定証を交付されている。	→ 継続して実施。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

◆現状と課題

女性の社会進出が進み、家事・育児・介護など家庭生活は、女性だけが担うものではなくなっています。本町でも女性の就労率は上昇しており、パート・アルバイト等の非正規雇用から、正規雇用へ転換を希望する女性も増加傾向となっており、今後益々の活躍が期待されます。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった、性別による固定的性別役割分担意識は依然として根強く残っていることや、男性中心的型の労働慣行や制度による長時間労働や家事・育児・介護等への参画ができにくいくことなどが課題として考えられます。

母親、父親関係なく、「保護者」として育児に参画することは、子どもが健やかな人間性を育むために重要です。

引き続き、社会・地域・家庭における男女の固定的性別役割分担意識を是正し、性別に関係なく個性や能力を伸ばせる男女平等社会の啓発に努めるとともに、男性の家庭生活への参画を促進し、これまでの職場中心の意識やライフスタイルから、職場と家庭とのバランスの取れたライフスタイルへの転換できる取り組みを推進します。

また、子育てに積極的に関わる男性（イクメン）には、事業所等の理解と協力が不可欠であることから、子育てを応援する上司（イクボス）や、育児休業制度など関連制度の広報啓発に努めます。町が率先して、男女共同参画の職場づくりに取り組み、町のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れることは、社会に与える影響は大きいことが伺えます。特定事業主行動計画に基づいた、男女共同参画の模範となる組織づくりに取り組みます。

◆施策の方向性

①仕事と生活の調和の意識啓発・情報提供

- ・「基山町男女共同参画プラン及び基山町DV被害者支援基本計画」に沿って、意識啓発を推進します。
- ・男性が育児等に参加するイベントや、各種講座や教室を開催することにより、男女共同参画社会に関する学習機会の創出に努めます。
- ・広報やホームページなどに掲載し、女性の就労や男性の育児についての意識啓発に努めます。

- ・男女雇用機会均等法に基づき、事業所等に対して関係法制度等の広報、啓発、情報提供を推進します。

②特定事業主行動計画の推進

- ・町が率先して、男女共同参画の職場づくりに取り組みます。

③仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ・保育サービスや教育・保育の場の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援する体制の充実を図ります。
- ・事業所内託児所や子ども・子育て支援新制度による事業所内保育（地域型保育）の整備を推進し、働きやすい環境づくりに関して、事業所等への啓発を推進します。
- ・基山町無料職業紹介所や基山っ子みらい館を活用した就労支援等に取り組み、職業生活と家庭生活との両立を推進します。
- ・貴重な人材が仕事と育児を両立させ、安心して働き続けられる環境を整備するため、企業経営者や人事労務担当者に向けたセミナーや個別支援・相談会等の実施を検討します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
<p>○パンフレットの配布や広報等による意識啓発 ・平成23年3月に策定した「基山町男女共同参画プラン及び基山町DV被害者支援基本計画」に沿って、意識啓発を推進する。</p>	男性が育児等に参加するイベントを企画し、男女が共に社会進出する意識の高揚を図りたい。
<p>○基山町無料職業紹介所の運営 求人情報の収集・提供、求職者への職業紹介等を行う。</p>	継続して実施。

基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

◆現状と課題

近年、子育てをめぐる大きな環境の変化の中で、死亡事故につながるような深刻な児童虐待が発生しており、児童虐待相談件数は全国・県内ともに年々増加している状況です。児童虐待が引き起こされる原因は、保護者の被虐待経験や社会的未熟さ、養育力不足、発達障がい、知的障がいなど、親と子どもの様々な要素が複雑に絡み合っているといわれています。

また、親が子育てに対して不安や悩みを抱えていても、近隣に頼れる人や相談する人が少ないなど、家族をとりまく環境も児童虐待の一因として挙げられており、地域における子育て支援は重要になっています。

国においては、平成28年以降に児童福祉法等が改正され、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等の推進することや、支援を必要とする子どもの早期把握、要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化等を図ることとされています。

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であるという意識の浸透と、同時に子育てを頑張っている人を地域社会全体で支えていく取り組みが必要です。また、必要に応じて情報交換を実施し、児童虐待やDVの防止や早期発見、介入のための庁舎内の連携と関係機関のネットワークの整備を推進します。

◆施策の方向性

①虐待の発生予防

- ・子育て世代包括支援センターによる日常的な育児相談機能を強化していきます。
- ・母親が精神的にも肉体的に最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした、母子保健事業等の強化、養育者の孤立等を防ぐためのサービスメニューの充実を図ります。
- ・きやま子育て交流広場等において、子育て中の母親同士のコミュニケーションの場の提供や一時預かり事業の充実を図ることによって、母親のストレスを解消し、育児への自信が持てるよう努めます。
- ・地域の子育て経験者の子育て支援事業への参加勧奨を図ります。

②虐待の早期発見・早期対応

- ・育児不安や虐待等の問題を早期に発見し、適切に対応するため、子育て世代包括支援センター、保健センター、保育所、学校、児童相談所、民生委員・児童委員など、関係各機関と連携し、虐待防止ネットワークの整備を図ります。
- ・「要保護児童対策地域協議会」において、関係機関との連携強化による虐待の早期発見と防止に努めます。
- ・「子ども家庭総合支援拠点」について、設置を検討します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○子育て世代包括支援センター設置事業 妊娠から子育て期の様々な疑問・質問・相談に対応する総合相談窓口を設置する。	→ 繼続して実施。
○児童虐待防止対策事業 育児相談機能の強化による育児不安解消ならびに児童虐待の発生予防を図る。関係機関のネットワーク整備を行う。	→ 繼続して実施。 「子ども家庭総合支援拠点」の設置を検討する。
○一時預かり事業(幼稚園型を除く)【再掲】 一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所等で一時預かりを実施する。	→ 繼続して実施。
○きやま子育て交流広場:ファミリーサポートセンター事業 【再掲】 保護者の就労や病気、けが、リフレッシュなどにより育児の援助が必要なときに、アドバイザーが育児のサポート会員の紹介や日時の調整を行う。	→ 繼続して実施。 事業の周知を強化する。

(2) ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）の自立支援の推進

◆現状と課題

近年、社会経済の変化とともに、ひとり親家庭が全国的に増加傾向にあり、本町でもひとり親家庭は増加しています。

特に、ひとり親家庭の多くは、母子家庭であり、非正規雇用者が少なくないことから、安定した就業を可能にするための支援が重要になっています。また、ひとり親家庭の保護者は、仕事と育児、家事をすべてひとりで担うことから、家事等に不慣れなことが多い男性は、仕事と家庭生活の両立が難しくなっていることも考えられます。

ひとり親家庭が自立し安定した生活を営み、安心して子どもの健やかな育成を図るために、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、各種制度の周知徹底や、自立及び就業のための環境づくりの支援を推進します。

引き続き、本町ではひとり親家庭等に対して母子・父子福祉貸付金、児童扶養手当などの助成制度の広報や、民生委員・児童委員による相談・訪問活動を行っていきます。

◆施策の方向性

①自立支援の推進

- ・母子・父子・寡婦福祉貸付金、児童扶養手当などの各種助成制度について、広報、ホームページ、子育てガイドブック等での周知を図ります。
- ・基山町無料職業紹介所や公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を十分に行い、効果的な就業支援の実施に努めます。
- ・雇用確保をめざすための職業訓練の案内等を行います。
- ・保育所や放課後児童クラブ等の利用に際し、ひとり親家庭の利用に配慮します。
- ・民生委員・児童委員などによる相談・助言などの支援体制の充実に努めます。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○ひとり親医療家庭等医療費助成事業 母子(父子)家庭の母・父及び児童等が病院で診療を受け た場合の医療費の自己負担金を、県と町が助成を行う。	→ 継続して実施。
○自立支援の推進 安定した生活を送れるように職業訓練等の案内等を行う。	→ 自立支援員による相談及び助成制度の広報啓発。
○基山村無料職業紹介所の運営【再掲】 求人情報の収集・提供、求職者への職業紹介等を行う。	→ 継続して実施。

(3) 障がい児施策の充実

◆現状と課題

近年、障がい等のある子どもに関する認識が高まり、「障がいのある子ども」の概念が多様化する中で、早期発見・早期の適切な療育に対するニーズが高まってきています。

国においては、平成28年に児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、平成30年4月から施行されています。さらに令和元年10月から、就学前の障害児を支援するため、児童発達支援等の利用者負担が無償化となっています。

本町では、健康診査や学校での健康診断等の充実により、障がいの早期発見努めており、相談専用窓口の整備や各事業所における支援や医療費等の助成、「基山町障害福祉計画・基山町障害児福祉計画」に準じた各施策の推進に取り組んできました。また、発達障がいについては、小学校・中学校において、補助員の配置を行っており、学習障害（LD）等を含めた障がいのある児童生徒やその保護者への適時・適切な支援や情報提供を行うことができる体制を整備していくことが必要となっています。

引き続き、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進し、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう保健、医療、福祉、教育の様々な分野において総合的な取り組みを進めています。

◆施策の方向性

①障がいの原因となる疾病等の早期発見・情報提供

- ・乳幼児健診の際、身体面において精密検査が必要と判断された乳幼児に対する紹介状を発行します。
- ・精神発達・言語発達等においても「気になる子」への、子育て相談会の実施や専門機関の紹介など早期発見・早期療育に努めています。

②地域生活支援事業や相談・支援体制の充実

- ・鳥栖・三養基地区総合相談支援センター（キャッチ発達障がい児・者専門相談窓口）による支援、発達障がい者支援センター「結（ゆい）」による情報発信及び周知に努めます。

③障害者基本計画・障害（児）福祉計画の推進

- ・「基山町障害福祉計画・基山町障害児福祉計画」（平成30年度策定）に基づき、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における生活支援等に努めます。

④障がい児・者の自立支援や環境整備

- ・障がい児・者の自立支援や環境整備について、就労相談等が必要な方には、若楠療育園内の生活支援センター やハローワーク等を紹介します。
- ・町独自の事業として重度心身障害者福祉年金の支給や特別児童扶養手当及び障害児福祉手当の認定請求の受付、子どもの医療費助成制度に加えて3歳児以上を対象に重度心身障害者医療費助成を実施しています。

⑤放課後児童クラブの要配慮児童への支援

- ・放課後児童クラブの要配慮児童（集団生活になじみにくい児童など、特別な配慮を要する児童）へきめ細かな対応ができるよう、専門的な知識を持った要配慮児童対応支援員を派遣することにより、要配慮児童のクラブでの生活支援を行うとともに、クラブ支援員に対し研修等を行い資質の向上を図ります。

⑥発達障がいに対する適切な教育

- ・子育て相談会を実施し、発達障がい児を養育する母親のカウンセリングを実施します。
- ・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の障がいのある児童生徒について、基山小学校の通級指導教室での個々に応じた支援とともに、町内小中校に学級補助員を引き続き配置して、個々のニーズに対応できるような体制を整え、教育支援の充実を図ります。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○障害福祉計画の推進 「障害者基本計画」は令和6年度、「基山町障害(児)福祉計画」は令和2年度に見直しを行い、障害者福祉の充実を図る。	→ 継続して実施。
○特別支援学級補助員配置事業 小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。	継続して実施。 学習障がい(LD)等を含め障がいのある児童生徒やその保護者への適時・適切な支援や情報提供を行うことができる体制を整備していくことが必要である。
○重度心身障害者福祉年金 重度心身障害者福祉年金を支給することにより、障がい者の福祉の増進を図る。	→ 継続して実施。
○障害者相談支援事業 障がい者等が自立した日常生活を及び社会生活をおくための相談支援を行う。	→ 継続して実施。
○鳥栖・三養基地区総合相談支援センター(キャッチ発達障がい児・者専門相談窓口) 鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町の1市3町で委託運営しており、24時間、365日体制で専門職員配置による支援を気軽に受けられる体制づくりを行っている。 福祉交流館では、キャッチによる月2回(火曜日)障がい児者の巡回相談を実施している。	→ 継続して実施。
○放課後児童クラブ要配慮児童対応支援員派遣事業 要配慮児童へきめ細かな対応ができるよう、専門的な知識を持った要配慮児童対応支援員を派遣し、要配慮児童のクラブでの生活支援を行うとともに、クラブ支援員に対し研修等を行い、資質の向上を図る。	→ 継続して実施。

(4) 子育て相談のワンストップ化

◆現状と課題

近年、核家族化や少子化の進行をはじめ、人間関係の希薄化など、社会を取り巻く環境は、大きく変化し、子育てに対する不安感、負担感は多種多様化しています。そうした中、若年層での出産や地域コミュニティの希薄化等の理由により、基本的な子育てに対する知識や情報の欠落のため、子育て情報をインターネット等に依存し、その情報に振り回される場合もあり、子育てに混乱や誤解を招くケースが出てきています。

本町では、相談や手続きの際に複数の窓口にいかなければならぬ負担感や、どこに相談してよいかわからないといった複雑な相談を抱える方に対応できるように、妊娠期から就学前までのワンストップ窓口として、平成30年度に基山町保健センター内に、子育て世代包括支援センターを開設しました。

◆施策の方向性

①子育て世代包括支援センター事業の充実

- 専門支援コーディネーターとして、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターを配置し、妊娠期から出産後、子育て期を通しての様々な相談や悩みに対応します。

②関係機関との連携強化

- 妊娠期から就学前まで切れ目のない支援の実施のため、基山っ子みらい館、保健センター、児童相談所、民生委員・児童委員など、関係各機関と連携強化を図ります。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○子育て世代包括支援センター事業 妊娠から子育て期の様々な疑問・質問・相談に対応する総合相談窓口業務を行う。	→ 継続して実施。
○母子保健事業【再掲】 妊娠婦・乳幼児とその家族が、健やかな成長・発達、切れ目のない子育てを支援するため、妊婦健診や乳幼児健診、3か月児等の家庭訪問、フッ化物塗布事業、育児教室等を行う。乳幼児期の事故予防啓発も同時に実施する。	→ 継続して実施。

基本目標 7 子どもの貧困対策の推進

(1) 子ども・子育て家庭の視点に立った切れ目のない支援

◆現状と課題

「基山町子ども生活実態調査」結果において、例えば、現在心おきなく相談できる相手や、必要なときに頼れる相手が「いない（そのような相手がほしい）」と回答した人の割合は、世帯年収 250 万円以上の 3.2%に対し、250 万円未満では 17.1% と高くなっています。

「総合的・継続的に相談できる窓口」を必要な支援として回答した人の割合は、世帯年収 250 万円以上の 6.8%に対し 250 万円未満では 14.3%と高くなっています。

支援が必要な困難を抱えている子ども・家庭を、様々な場面でできるだけ早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことが必要です。

◆施策の方向性

①関係機関のネットワークの充実

- ・乳幼児期から青少年期に至るまで、保育所・幼稚園、学校、地域、行政等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、子ども・子育て家庭の視点に立った切れ目のない支援につなげていきます。

②子育て支援のワンストップ窓口の設置

- ・子育てに関する悩みを子育て家庭のみで抱え込まないように、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援及び子育て支援のワンストップ窓口を設置します。

③子どもの育ち・成長の支援

- ・子どもの心身の健康や情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の定着の促進を図るとともに、自己肯定感や基本的信頼感を醸成し、子どもの育ち・成長を支えます。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○子育て世代包括支援センター設置事業【再掲】 妊娠から子育て期の様々な疑問・質問・相談に対応する総合相談窓口を設置する。	→ 継続して実施。
○子育て交流広場運営事業【再掲】 子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間作りができる場の提供を行う。	継続して実施。 令和2年4月より「基山っ子みらい館」に移設して事業の充実を図りながら、継続して実施していく。
○ピカピカの一年生プロジェクト(トータルコーディネーター事業:子育て支援ネットワークコーディネーター)【再掲】 就学前教育から小学校教育への移行期支援として、子育ての悩みなどを相談できる基山町子育てネットワークコーディネーターを配置する。	→ 繼続的な実施と相談事業の強化。
○ピカピカの一年生プロジェクト(4歳児就学準備事業)【再掲】 就学前教育から小学校教育への移行期支援として、小学校に通う準備として、町内の4歳児を対象にそれぞれのお子さんの得意なこと・苦手なことを調査する。	継続的な実施と検査結果の活用し相談事業の強化につなげる。
○幼保小連絡協議会【再掲】 幼児教育から小学校教育への適切な移行など就学前教育の一貫性を図るため、家庭や幼稚園、保育園、小学校、行政等と情報交換や交流活動を行う。	今後は、連携を強化し、多様なニーズに対応した教育環境や教育内容の充実に努める必要がある。

(2) 教育学びの支援

◆現状と課題

「基山町子ども生活実態調査」結果において、世帯年収が250万円未満の世帯では、「高校・高専への進学」については12.9%、「大学への進学」については35.7%が「与えていない(与えられない)」と回答しており、世帯年収250万円以上の世帯(高校・高専への進学:4.3%、大学への進学:9.6%)に比べ、特に大学への進学機会の格差が目立ちます。

また、世帯年収250万円未満の世帯では、250万円以上の世帯に比べ、「奨学金制度」(32.9%)や「就学支援」(28.6%)を必要な支援として回答している割合が高くなっています。

生まれ育った家庭の事情等で、子どもたちの学ぶ意欲・機会が阻害されないよう、学習、進学、就学支援を行う必要があります。

◆施策の方向性

①質の高い教育が受けられるような環境の整備

- ・子どもたちが自ら学ぶ意欲を育み、自身の能力を最大限に伸ばすことができるよう、また、家庭環境に左右されず自分の夢に挑戦できるように質の高い教育が受けられるような環境の整備を行います。

②「学校」をプラットフォームとした総合的な子ども・子育て施策

- ・「学校」をプラットフォームとした総合的な子ども・子育て施策を展開し、子どもの成長・発達段階に合わせた切れ目のない支援を行います。支援の必要性が高いと思われる子ども・家庭については家庭や関係機関との連携を強化し、家庭環境の改善に取り組みます。

③小学校生活が円滑にスタートできる環境の整備

- ・未就学期には保育所、幼稚園等関係機関のネットワーク機能を充実させ、子どもたち自身の学ぶ意欲を高めるとともに小学校生活が円滑にスタートできる環境を整備します。

④学習支援の充実

- ・小学校・中学校期には全ての子どもの学力を保障するため、学校と関係機関が連携して学習支援の充実を目指します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○放課後・長期休業補充学習等支援事業【再掲】 放課後や長期休業中に補充学習をすることにより、基礎学力の定着と学ぶ楽しさを味わわせ、学習習慣の確立を推進する。	継続して実施。 → 生徒自身が自分の得意・不得意を自覚し、主体的に学習に取り組む機会を設定する。
○放課後・長期休業補充学習等支援事業 放課後や長期休業中に補充学習をすることにより、基礎学力の定着と学ぶ楽しさを味わわせ、学習習慣の確立を推進する。	継続して実施。 → 生徒自身が自分の得意・不得意を自覚し、主体的に学習に取り組む機会を設定する。
○スクールカウンセラー配置事業【再掲】 生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を派遣し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。	継続して実施。 → 引き続き継続的なカウンセリングを希望する保護者や、新たに面談を希望している保護者がいることから、カウンセラーの来校日の増加や終日配置を検討する。
○スクールソポーター配置事業【再掲】 少年の非行防止及び立直り支援、学校等における児童及び生徒の安全確保等を行い、児童等を非行及び犯罪被害から守ることを任務とする。	継続して実施。
○特別支援学級補助員配置事業【再掲】 小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。	継続して実施。 → 学習障害(LD)等を含め障害のある児童生徒やその保護者への適時・適切な支援や情報提供を行うことができる体制を整備していくことが必要である。
○乳幼児ふれあい体験の実施(中学3年生)【再掲】 子どもたちと直接ふれあうことによって、思いやりや労りなどの心の成長や、父母の健全なあり方の育成が期待される。基山中学校・3年生に対して、保育体験を実施する。	関係機関との連携と交流の場として継続して実施。
○総合型地域スポーツクラブの充実【再掲】 子どもの健康の維持・増進を図るために、総合型地域スポーツクラブを充実させる。	継続して実施。

(3) 生活の支援

◆現状と課題

「基山町子ども生活実態調査」結果において、例えば、ひとり親家庭のうち、母子世帯の就業形態を見ると、正規職員・従業員の割合は50.0%にとどまり、いわゆる非正規の割合が高くなっています。

全ての子育て家庭が安心して楽しみながら子育てができるよう、保護者への支援を併せて行う必要があります。各種手当、子育てと仕事の両立、ひとり親家庭などが抱える様々な問題にも対応する必要があります。

◆施策の方向性

①子育て力を高めるための支援

- ・子育て家庭が安心して楽しみながら子育てができるよう、子育てに対する保護者の不安や負担を軽減するとともに、子どもと向き合い、成長を喜び合えるような家庭の子育て力を高めるための支援を行います。

②放課後に安心して過ごせる居場所づくり

- ・家庭での学習や遊び・交流が困難な子どもたちに対して、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るとともに、放課後に安心して過ごせる居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブと子どもの居場所づくり教室の計画的な整備を図ります。

③ひとり親等の生活支援や就業支援の充実

- ・ひとり親家庭など支援の必要性が高いと思われる家庭については子どもを含めた家庭が自立し、安定した生活を営み、安心して子育てができるように、ひとり親家庭等の現状を把握し、生活支援や就業支援を充実させ、生活の安定を図ります。

④保育所整備

- ・就労希望等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するために保育所整備を検討します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○基山町無料職業紹介所の運営【再掲】 求人情報の収集・提供、求職者への職業紹介等を行う。	→ 継続して実施。
○病後児保育事業【再掲】 病気回復期で集団保育が困難な子どもの保育を行う。	→ 継続して実施。 令和2年度から直営の病後児保育施設を開設し、利用者の利便性を図る。
○放課後児童クラブ事業【再掲】 支援員・補助員の資質向上を図りながら、適切な運営を行い、受け入れ体制を整備する。	→ 継続して実施。
○子育て・若者世帯の住宅取得補助金事業【再掲】 子育て・若者世帯を対象に、定住を目的とした住宅の取得に係る費用の一部を補助する。	→ 継続して実施。
○結婚新生活支援補助金事業【再掲】 結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(住居費用・引越費用)を補助する。	→ 継続して実施。
○子どもの医療費助成事業【再掲】 町内在住の高校生以下のこどもについて医療費(高校生は入院のみ)を助成し、保護者の負担を軽減する。	→ 継続して実施。高校生の通院の医療費の助成について検討していく。
○未熟児医療助成事業【再掲】 出生児体重が 2,000 グラム以下の未熟児が出生した場合にかかる種々の医療について、費用の一部を助成し、保護者の負担を軽減する。	→ 継続して実施。 事業の維持、国の動向に合わせて対応していく。
○障害者相談支援事業【再掲】 障害者等が自立した日常生活を及び社会生活をおくるための相談支援を行う。	→ 継続して実施。
○児童虐待防止対策事業【再掲】 育児相談機能の強化による育児不安解消ならびに児童虐待の発生予防を図る。関係機関のネットワーク整備や保護者のリフレッシュのための一時預事業の提供等を行う。	→ 継続して実施。
○ひとり親医療家庭等医療費助成事業【再掲】 母子(父子)家庭の母・父及び児童等が病院で診療を受けた場合の医療費の自己負担金を、県と町が助成を行う。	→ 継続して実施。

現在取り組まれている事業

計画期間における方向性

○各種健診等事業(妊婦健診、乳児相談、乳児個別・集団健康健診・母子保健事業)【再掲】

妊婦健診の費用の助成、妊婦訪問相談事業を充実させることにより、子どもや母親の健康の確保・増進を図る。また、
身体計測や内科診察などを行い、疾病の予防や早期発見、育児不安の解消など、安心して子育てできる支援体制を作る。

→ 繼続して実施。

○自立支援の推進【再掲】

安定した生活を送れるように職業訓練等の案内等を行う。

→ 繼続して実施。

→ 自立支援員による相談及び助成制度の広報啓発。

(4) 支援ネットワークの強化

◆現状と課題

「基山町子ども生活実態調査」結果において、例えば、近所と「あまり付き合っていない」「全く付き合っていない」と回答した人の割合は、世帯年収 250 万円以上の 33.4%に対し 250 万円未満では 45.7%と高くなっています。

地域においては困難を抱える子ども・子育て家庭が孤立しないように、寄り添い、見守り支援する体制を構築することが必要です。

◆施策の方向性

①各団体との支援ネットワークの強化

- ・要保護児童対策地域協議会、民生委員児童委員協議会、補導員会などの各団体との支援ネットワークを強化することにより、子ども・子育て家庭に対する地域での見守り体制の構築、個別事案対応を行い、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。
- ・青少年育成町民会議、子どもクラブなどの各団体と連携し、地域ぐるみで子どもが健全に成長するための各種事業を行います。
- ・子ども・子育て家庭が、気軽に訪れ相談できる子育て交流広場を整備します。

◆主な事業と事業内容

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○子育て世代包括支援センター設置事業【再掲】 妊娠から子育て期の様々な疑問・質問・相談に対応する総合相談窓口を設置する。	→ 継続して実施。
○子育て交流広場運営事業【再掲】 子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間作りができる場の提供を行う。	継続して実施。 令和2年4月より「基山つ子みらい館」に移設して事業の充実を図りながら、継続して実施していく。
○子育て家族セルフデザインプロジェクト【再掲】 妊娠から出産、育児に関する情報を集約した誰にでも分かりやすい子育て情報誌を作成する。	→ 継続して実施。
○ピカピカの一年生プロジェクト(トータルコーディネーター事業:子育て支援ネットワークコーディネーター)【再掲】 就学前教育から小学校教育への移行期支援として、子育ての悩みなどを相談できる基山町子育てネットワークコーディネーターを配置する。	継続的な実施と相談事業の強化。
○要保護児童対策協議会【再掲】 要保護児童等に対する検討会と支援体制づくりを図る。	→ 継続して実施。
○民生委員児童委員協議会【再掲】 民生委員・児童委員などや各種団体の育成・支援に努め、地域社会との交流促進を図る。	→ 継続して実施。
○補導員会事務事業【再掲】 各区担当の補導員による青色防犯パトロールや見守り活動を通し、地域の子どもの安心・安全を支える。	更なる関係団体との連携強化を図り、地域の青少年の健全育成を図ることが必要。
○防犯パトロール【再掲】 町内の犯罪を防止するため、防犯パトロールを実施する。	継続して実施。 → 子ども達の見守りや、防犯パトロールの強化を行う。

現在取り組まれている事業	計画期間における方向性
○青少年育成町民会議の設置【再掲】 「青少年育成町民会議」を組織し、有害図書や物品を販売する店舗には子どもたちが入れないようにし、外部から華美な広告や宣伝がみえないような取り組みを実施している。町内の19店舗が「青少年サポート協力認定店」として認定証を交付されている。	→ 継続して実施。
○子どもクラブ事務事業【再掲】 スポーツ大会・自然体験活動等を通し、子どもの健康維持・増進を図り、校区や学年を超えた交流を促進する。	→ 継続して実施。 子どもに興味を持つてもらえるよう、新しい企画を取り入れながら、関係者と連携を図る。
○読書推進事業【再掲】 子どもの読書活動を推進するとともに、絵本を通して、子育て中の親子のコミュニケーションと心の安定を支援する事業を行う。	→ 継続して実施。 新しい図書館を活用した地域の学びの場の創出に努め、教育力の向上に繋げる。
○各スポーツ行事等の充実【再掲】 子どもの健康の維持・増進を図るため、町内の各少年スポーツ団体活動への補助を行う。	→ 継続して実施。
○自立支援の推進【再掲】 安定した生活を送れるように職業訓練等の案内等を行う。	→ 継続して実施。 自立支援員による相談及び助成制度の広報啓発。